

With You

Vol.2

2020. February

ウィズユー

To be
your help
**DAISUKE
KISHI**
46
Years Old



区民をないがしろにする
“無責任”と闘う！

目黒区出身の46歳

目黒区議会議員 無所属

岸 大介

<http://kishidaisuke.com>

区民をないがしろにする
“無責任”と闘う！

目黒区議会議員
無所属

岸 大介



岸 大介 プロフィール

1973年 目黒区生まれ
1986年 トキワ松学園小学校 卒業
1998年 東北芸術工科大学 デザイン工学部 卒業
2003年 NY市立大学ハンター校 経済学部 卒業
2005年 コロンビア大学 SIPA国際・行政学大学院
卒業 行政学修士
2007年 会社員、政党職員(本部国際局・都議会政
策調査会等)を経て
2017年 衆議院議員(元復興副大臣、元文部科学大
臣)政策担当秘書
2018年7月 政治活動を始める
2019年4月 目黒区議会議員 初当選(都市環境委員会)

自己紹介・好み

家族：妻
趣味：社交ダンス、Jazz、Perfume(アーティスト)、四国遍路
好きな食べ物：蕎麦、カレー、牡蠣、イチジク、純米酒
好きな言葉：「明日、世界が減びるとしても
今日、君はリンゴの木を植える」by 開高 健

連絡先：岸 大介
住 所：〒152-0033 目黒区大岡山1-13-10-1F
T E L：090-3360-3286
Email：info@kishidaisuke.com

私の考えに、お力をお貸しください！
貴方様からのご献金をお待ち申し上げます。

振込先 郵便振替 00120-6-487566
みずほ銀行 大岡山支店 普通 2339974

<http://kishidaisuke.com>

ご挨拶

平素は岸大介の議会活動にご支援、ご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。令和の時代に活動の場を頂くことができたのは、ひとえにご信頼をお預かりしたものと、身の引き締まる思いであります。昨年の下半期を象徴する自然災害の数々は、私達の生き方そのものの見直しを迫られているのではないかとさえ思います。まだ声をあげられぬ子供たちの世代に責任を持ち、今の時代に目黒を生きてゆくとはどういう事なのか、考えさせられます。防災というテーマと同等もしくはそれ以上に、これからは環境という尺度で物事をはからなければいけない、その様にさえ思います。

本日、本リーフレットをお届け致しまして、私の活動報告の一端とさせて頂ければ幸いです。貴方様の本年のご多幸を祈念致しております。

令和二年 春吉日

目黒区議会議員

岸 大介

3つの基本姿勢

子供世代にツケを残さない！ スジを通す！ フェアな世をつくる！

議会活動トピック

●区長に「予算要望書」を提出しました。

区への予算要望事項

1. 呑川緑道の改修と桜再生
2. 駐輪所に隣接した、要配慮者向け電動車イス、カート、ミニカー等の駐車スペース確保
3. 歩行者優先経路の安全性向上とバリアフリー化、自転車道路の整備拡大
4. 虐待等による、社会弱者を守る為の一時避難所設置・運営
5. 産後ケア事業の拡充、産後ケアセンターの設置
6. 犬猫の殺処分ゼロに向けた取り組み、及び地域猫の保護、不妊手術・去勢手術への助成強化
7. マイクロプラスチックによる海洋汚染対策、更なるリサイクルの推進
8. 行政サービスや公報の他、緊急行政情報等のリアルタイム伝達の為のSNS利活用
9. 区内の河川でのユスリ蚊対策の為の特殊洗浄の強化対策
10. 全ての地域避難及び自主避難所に同等レベルの防災機材を拡充すること
11. 防災無線設置個所の増加
12. 区有施設・庁舎のフリーwifi環境の整備と、施設内洋式トイレのウォシュレット化
13. ヒーローバス数の増加

●第4回区議会定例会本会議にて一般質問に立ちました〈裏面に関連記事〉



令和元年第4回定例会に登壇、一般質問を行う



Youtube 岸大介チャンネルにて一般質問の動画を公開しておりますのでご覧ください

●議会活動

台風19号にて被災した姉妹都市への募金活動@自由が丘駅
自由が丘、学芸大学、中目黒の3駅で行ったこの日の募金活動で総額197,669円集まった。11月14日に姉妹都市である角田市の市長に手渡す事が出来た。



●オリパラ

ドイツの義足スプリンターが幅跳びで8m超えジャンプを見せて以来、補助器具の技術の高さが気になっていた。オリンピックが生身の人間の限界への挑戦なのならば、パラは人間と技術の融合という形に進化して行く予感がした。生身は確実に機械技術に抜かれる。だからこそ生身の戦いの価値にもループする訳だ。写真は車椅子フェンシングと、ゴールボールという目隠しを着用して音だけで勝負する競技体験。



●災害ボランティア

台風19号による被災で知る限り最悪の被害がでた、福島県いわき市平窪地区にボランティアに赴く。被災後4日経ち、流石に水は引いていたが、家財道具が泥まみれ、母屋は壊滅していた。僕らに出来る事といえば、ゴミと化してしまった思い入れのある品々を破棄する事と、泥を掻くことだけであった。堤防が複数箇所で大決壊して前から後ろから、あっという間に家が濁流に呑み込まれた…。床上180センチの水に、プカプカ浮いている仏壇のご位牌を取りにゆく事がやっとであったとの事。無力にも救命ボートで助けられたそう。写真は、泥まみれの休憩、それでも白いおにぎりと唐揚げが嬉しかった。



●地域活動



ご縁により、お会式・一乗まつりにて万灯を担がせてもらう

●消防団活動



消防体験実習にて訓練中

WEB・SNSでも活動を発信しております

Web Facebook Twitter Instagram Youtube



区長に来年の予算に向けた要望書を渡す。

第4回定例会 本会議 質問要旨

令和元年10月12日、日本列島に甚大なる被害を残していった台風12号は、目黒区の災害に対するこれまでの取り組みや、現場での対応、これからの課題を喫緊なものとして突き付けていった。当日、区当局は100名体制で万全を期す対応を取ったにも関わらず、混乱を防ぎ切る事は出来なかった。早々に区公式HPはダウンし、適切な判断根拠となる防災情報を発信する媒体が制限され、かつ自主避難所及び地域避難所等の運営現場での混乱が追い打ちをかけ、区への不信につながった事は記憶に新しい。しかし行政も手をこまねいていた訳ではなく、最善の努力をしていた事に偽りはない。ただ、これまでの経験と、準備・想定してきた取り組みを大きく上回る事象に、区政史上初めて警戒レベル4の「避難勧告」を発令したのであった。今般の台風被害で直接死に繋がる事象が区内では皆無であった点が不幸中の幸いと言えよう。

〈岸大介ブログより〉

1 先般の台風で判明致しました目黒区の課題に関しては、既に検証と反省、前向きな改善計画がなされておると理解しておりますが、1点だけ防災都市協定の事に絡めまして、**区の災害時における相互援助協定のへの考え・あり方について**伺います。

私共目黒区と友好関係にございます宮城県角田市とは、平成4年より災害時における「相互援助協定」を結んでおり、今般の災害においても復旧のお手伝いに早くから、区職員の派遣を行っている状況です。

新聞マスコミ報道によりますと、11月17日現在で、住宅被害は1562世帯、仮設住宅の整備が急務であるとの発表であります。結論から申しますと、こういう時こそ協定のパートナーである目黒区が先んじて、都営住宅の空き部屋を活用した仮設住宅の斡旋などを、都と角田市に働きかけてゆく事。友好都市であり災害協定を結んでいる自治体同士として、目黒区が斡旋役となっては如何でしょうか？伺います。

人命と財産を守るのが自治体の一番の責務であります。誇りと責任をもったご対応を続けられる事、要望します。

区長の答え：他県の被害者の方の受け入れは困難な状況であるが、都区の役割は踏まえつつ、情報提供や提案などを行う。

2-1 **要配慮者が利用する電動車いす**に関して質問致します。

1つ目は**交通バリアフリーへ向けての区の考えについて**伺います。

高齢化問題を止める手立てがない現状の中で、要配慮者の為の法整備に対して区はどの様に考えているのか。

ハートビル法の制定がH.6年、交通バリアフリー法がH.12年、通称バリアフリー新法が制定されたのがH.18年です。それに合わせて区は歩行空間のバリアフリー化を進めてきたが、今後はその対策はどの様に進めてゆくのか。

2-2 次に、**要配慮者が使う「電動車いす」の駐車スペースについて**伺います。

電動車いすは、要配慮者用カートとか、ミニカーと呼ばれるものですが、道路交通法では「原動機を用いる歩行補助等の車」と定義されております。ただ、この便利な電動車いすですが、実態としては法的な隙間に落ちこち

てしまっていて、市民権を得ている状況にありません。例えば、

●買い物でスーパーや商店街に行った際、目的地まで来たものの、その電動車いすを駐車するスペースが確保されていない。

●週に一度、都心の病院に診察と薬をもらいに行く時に、自宅の最寄りの駅から電車に乗りたいのだけれど、駅前の自転車駐輪場に電動車いすを駐車できない。

●そもそも電動車いすで店舗の中やエレベーターに乗れない・入りづらい。等の実情があります。

自転車駐輪場は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を利用する者の利便を図るとともに、自転車等の放置防止に寄与するものと理解していますが、一方で、要配慮者の方の電動車いすが駐輪場に駐車できない事実は、**車いすを必要とされている方々の外出の機会を間接的に奪ってしまっている事ではないか？**

2-3 ただでさえ駅周辺の駐輪場不足の中、電動車いすの駐車スペースまでは難しい。との話を区当局より伺ったことがあります。しかし、最初の法律が成立してから既に30年弱の年月が経ち、例えば高速道路のSA・PAのトイレの前、ショッピングセンターの出入口の一番近くには、要配慮者用の駐車マスが設置されるというのは、法律で定められた義務です。翻って、こういった配慮されたスペースを設置した事でクレームが出て問題になった事なんかは、私の記憶の中ではありませんし、むしろご時世柄、バリアフリーやユニバーサル・デザインが促進される事の方が、私は地域の誇りにつながる風潮さえあるのではないかと思います。

同時にこの事が**要配慮者の方の自立支援につながり、**幫助なしでも外出ができる動機につながってゆく筈です。**区有施設、駅前の自転車駐輪場に、区の責務として電動車いすの駐車スペースを確保することはできないのか？**伺います。

私は、高齢化を止める手立てが無い中で出てくる数々の社会問題に対して、一つのキーとなりうるのが電動車いすの普及とそれを受け入れる環境整備であると考えます。免許を返納しても、たとえ高齢で一人暮らしであっても買い物難民にならない事の尊さというの

は、基本的人権にさえも関わってくるものと思います。

区に於かれましては、生活・福祉・介護の現場に根差した施策の困難の解消と、要配慮者が一歩外に出た時の法的整備、それと社会啓発を先んじて想定・検討頂く事をお願い致します。

区長の答え：区交通バリアフリー推進基本構想に基づき、区有施設のバリアフリー化を図っており、駐車することなく移動ができるものと考えている。

さて、いわゆる**“地域ネコ活動”の問題について**伺います

細かな定義というのはこの場ではさておき、この活動によって引き起こされる困難というのは、本来であれば、“地域をより良くしてゆく”という志を持った区民の方々が、“地域ネコ”という切り口で活動する中で持ちうる諸問題である。と私は認識しております。ただ好きであるとか、嫌いであるとか、可哀そうであるとか、迷惑であるとかの感情を超えた所で、地域性の向上を目指す。本来ならばその様なものでありましょう。

ココでは区行政の取り組みについて3点質問させて頂きたいと思います。

3-1 **《目黒区における人と動物が共生出来る街づくりについて》**

平成18年より改正動物愛護管理法は施行されており、その中で、「動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進する。」と記載されております。この法律のもと、区ではどの様な啓発事業をされていて、これまでの施策に対してどの様な評価をし、公表されているのか。伺います。

3-2 **《区の認識について》**

犬猫の殺処分数は減り、目黒からの動物愛護相談センターへの持ち込み数も減少している要因として、動物の保護、特に地域ネコ活動の成果が挙げられます。一方で、その活動への理解が得られず、ボランティアをされる人達・団体が中々その活動の趣旨を理解してもらえない。これが近隣トラブルの原因にもなっております。区ではこういったトラブルをどの様に認識しているのか。そのトラブルを解消する為に、どの様な手立てをお持ちなのか、伺います。

3-3 **《住民・ボランティア団体・行政・動物病院の関係について》**

住みよい街・安心安全な街づくりを目指すからこそ、地域の実情と区民のニーズ、関連ボランティア団体、動物病院の事情を踏まえて、行政が積極的に関わりながら、人と動物が共生出来る街づくりをすべきと考えますが、区はどの様な認識であるのか。
区長の答え：動物愛護の普及啓発と併せて、地域の情報収集に努め、動物愛護に係る個人や団体間の連携や調整役を果たす。